

陳 述 書

平成29年11月1日

裁判所 御中

1、質問と答弁の不整合は、一般質問が行われているときに、議会において議長から指摘されて直します。通告外の質問や質問答弁は議長席の隣に座る議事課長が、議長に指摘し、それを受けて議長は質問者に訂正を求めております。不整合な質問や答弁は本会議質問と答弁の時に訂正されます。

また、本会議の議事録は、質問における数値の間違いや事実等の誤りは本会議最終日までに質問者と協議の上議事録から削除されます。

2、議会だよりのQ&Aの原稿は、1、で述べるように不整合などは訂正されたうえで作成された議事録の原稿に、質問者が原稿として掲載してほしい部分をマーカーで線引きをしたものから作成されます。

3、以上の通り不適切な字句や整合性はその都度直されております。したがって質問者である原告が提出した議会だよりのQ&Aの原稿は不整合等の問題はなく適切な内容であることに間違いはありません。そのことから保管される議事録には、原告が当該議会だよりの原稿として最初に提出した議事録がそのまま掲載されております。

4、上記1～3の流れをもっていったん作成された議会だよりの原稿であるにもかかわらず変更を受け入れなければ不掲載にした今回の議会だより編集委員の在り方は、明らかに憲法21条で禁止する検閲にあたります。

原告が質問した事項は最低制限価格導入の入札問題でした。この入札問題を不都合と捉えている側から何らかの圧力が議会にかかり、変更を強要されたと推測されます。そして原告が変更を承諾しなかった結果不掲載に至ったと考えております。

こうした憲法21条が保障する表現の自由ないし言論の自由を侵害する行為が、言論の府たる議会で行われることは断固許すことはできません。